

琴平町災害時要援護者支援プラン

《全体計画》



琴 平 町

平成 23 年 7 月

# 目次

## 第1章 総則

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の構成
- 4 対象とする災害時要援護者

## 第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

- 1 災害時要援護者情報の収集
- 2 災害時要援護者情報の共有

## 第3章 避難支援体制

- 1 関係機関との連携
- 2 避難支援者の決定

## 第4章 情報伝達等

- 1 避難に関する情報
- 2 情報伝達ルート
- 3 防災情報の周知

## 第5章 安否確認

- 1 安否確認の方法
- 2 安否情報窓口の設置

## 第6章 避難誘導及び避難所における支援

- 1 避難誘導の手段・経路等
- 2 避難所における支援

## 第7章 要援護者避難訓練の実施

## 第8章 個別支援計画の作成の進め方

- 1 作成の推進
- 2 災害時要援護者の個別支援計画の作成
- 3 推進体制等
- 4 個人情報保護の確保
- 5 個別支援計画の更新
- 6 個別支援計画の管理

# 第1章 総則

## 1 計画の目的

少子高齢化が急速に進み、単身の高齢者や高齢者のみの二世帯が急増し、まさに高齢社会を迎えている。また、集中豪雨や台風による風水害、東日本大震災、新潟県中越沖地震など、全国各地で大きな災害が発生している。こうした中、特に高齢者や障害者等の災害時要援護者の被災が目立っていることから、災害時要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められている。

琴平町災害時要援護者支援プラン（以下「支援プラン」という。）は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本町における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、災害時要支援者の自助・共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

## 2 計画の位置付け

支援プランは、琴平町地域防災計画の災害時要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。

## 3 計画の構成

支援プランは、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と災害時要援護者一人ひとりのプランを定めた「個別支援計画」により構成する。

「全体計画」は、支援プランのことを指し、災害時の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別支援計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別支援計画」は、避難などの際に、人的支援を要する災害時要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援者等を「個別支援計画」に基づき定める。

## 4 対象とする災害時要援護者

支援プランの対象者となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する在宅での生活者とし、概ね次のとおりとする。

なお、施設入所者等は、施設で対応するため対象外とする。

- ① 70歳以上で一人暮らしの方
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方
- ③ 介護保険で要介護の認定を受けている方
- ④ 障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方
- ⑤ 前記のほか、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難な者で、本人が希望する者（日中において独居の高齢者、日本語に不慣れな外国人など）

## 第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

### 1 災害時要援護者情報の収集

人的支援を要する災害時要援護者情報の収集は、次の方式により行うものとする。

#### (1) 手上げ方式

自ら災害時に避難支援を希望し、平常時から町をはじめとして、自治会や自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、仲多度南部消防本部、琴平警察署、琴平町消防団（以下「関係団体等」という。）及び避難支援者に個人情報を開示することに同意する者は、社会福祉協議会長に「琴平町災害時要援護者台帳登録希望届」を提出（登録）する。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

#### (2) 同意方式

関係団体等と連携し、地域において支援が必要な人を把握し、登録を直接働きかける。登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて災害時要援護者から同意を得る。

### 2 災害時要援護者情報の共有

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者の把握と自治会や自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会等関係機関・団体間での情報の共有が必要となる。

このため、町の各所管は通常業務等を通じて日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理する。

## 第3章 避難支援体制

### 1 関係機関との連携

災害時要援護者の支援は、地域（近隣）の共助の力が最も重要となる。このため、町は、関係機関等と連携し、避難支援体制の構築を推進する。また、地域コミュニティや地域における要援護者に対する支援を行う人材の育成に努めるなど、支援体制の充実を図ることも重要である。

### 2 避難支援者の決定

避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者については、関係機関等と連携し、個別支援計画の作成を通じて、個々の災害時要援護者に対応する支援者を定める。避難支援者は、災害時要援護者本人の意向を尊重しつつ原則として複数名選出することが望ましい。

なお、避難支援者の選定にあたっては、災害時要援護者本人に対し、避難支援者による支援は任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、支援

が困難となる場合もあり、災害時要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知し、理解を求めることが重要である。

## 第4章 情報伝達等

### 1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、町は下表のとおり避難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令する。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

《避難勧告等の一覧》

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	○災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる*

\* 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて避難する。

### 2 避難伝達ルート

災害時の情報等については、広報車両、町ホームページ、放送事業者への情報提供による

放送、避難情報伝達システム等により周知伝達する。

災害時要援護者への情報伝達は、避難に時間を要する場合を考慮する必要があるため、災害対策本部は、関係機関等のネットワークを活用し、災害時要援護者や避難支援者に対し、迅速・確実に情報伝達する。また、避難支援者は、避難準備情報等をすみやかに伝達する。

### 3 防災情報の周知

町が作成している防災ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、町ホームページへの掲載等を行う。

また、各種マップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図る。

## 第5章 安否確認

### 1 安否確認の方法

災害時要援護者の安否確認については、町は次のような手段を講ずる。この際、自治会や自主防災組織、社会福祉協議会等の関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

確認方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難者名簿</li><li>○ 民生・児童委員の調査に基づく報告</li><li>○ 福祉関係団体の調査に基づく報告</li><li>○ 自主防災組織の調査に基づく報告</li><li>○ その他関係機関の調査に基づく報告</li></ul>
------	---

### 2 安否情報窓口の設置

町は、関係機関等や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、災害時要援護者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、安否情報窓口を設置する。

## 第6章 避難誘導及び避難所における支援

### 1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合は、町は安全な地域への避難誘導を行う。

この際、特に人的支援を要する災害時要支援者については、個別支援計画に基づいて、町

と地域住民等が連携して避難誘導を行い、それ以外の災害時要援護者については、近隣住民同士の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本とする。

このため、平常時から、町、関係機関等の役割分担を明確にし、連携して対応する。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて避難経路を確認する。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊のおそれのある場所や洪水初期の浸水が予想される危険な箇所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努める。

## 2 避難所における支援

### (1) 避難所における支援対策

避難所においては、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害時要援護者の避難状況に応じて仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のため間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係機関等や事業者と事前に協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておく。

避難所では、災害時要援護者の要望を把握するため、関係機関等や避難支援者の協力を得つつ、災害時要援護者からの相談を受け付ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性も配置するなどの配慮を行う。

さらに、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なことから、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員から福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、事業所や関係機関等と事前に協定を締結するなど、通常時から役割分担を明確にしておく。

## 第7章 要援護者避難訓練の実施

災害時要援護者が迅速かつ適切に避難を行うためには、災害時要援護者本人を含めた近隣住民同士での日頃からの繋がりや災害時要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけではなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を平常時から深める必要がある。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワーク作りを進め、地域住民の協力関係を作ることが重

要となる。

このため、関係団体等と連携し、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や災害時要援護者、避難支援者等が積極的に参加し、災害時要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

このため、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援などの訓練を行う。

## 第8章 個別支援計画の作成の進め方

### 1 作成の推進

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかを、あらかじめ決めておく必要がある。このため、関係団体等の協力を得ながら、個別支援計画の作成を推進する。

### 2 災害時要援護者の個別支援計画の作成

個別支援計画は、第2章「1 災害時要援護者情報の収集」における要援護者情報に基づき、人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりに関して作成することを基本とする。

### 3 推進体制等

個別支援計画の作成にあたっては、次のような具体的な事項を検討しつつ推進する。

《個別支援計画を作成するために検討すべき事項》

- 要援護者と自治会、自主防災組織、民生・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携のあり方
- 町や避難支援に携わる者との災害時要援護者に関する基本的な情報（住所や氏名など）の共有のあり方
- 要援護者に紹介できる避難支援者（候補者）の定め方（避難支援者の募集方法や決定方法の検討など。避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援者を決めておくことも必要）
- 個別支援計画に記載する避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等の定め方（災害時要援護者本人と避難支援者、関係機関・団体での話し合いの方法の検討など）
- 作成した個別支援計画のデータ更新や管理を行うシステムの導入（地図データを活用した全体把握や災害時における迅速な情報伝達、安否確認等が行えるシステムの検討など）

### 4 個人情報保護の確保

個別支援計画は、災害時要援護者本人、その家族及び町の必要最小限の関係所管のほか、避難支援者等の災害時要援護者本人が同意した者に配布するが、一人ひとりの災害時要援護者を対象としていることから、その個人情報が多く含まれているため、個人情報保護の確保に十分に留意する。

## 5 個別支援計画の更新

個別支援計画は、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、常に最新の情報となるよう更新に努める。具体的には、個別支援計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

## 6 個別支援計画の管理

個別支援計画の内容は、配付先とした者以外が閲覧することの無いようにするとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。

また、個別支援計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には、施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。